大木町の給与・定員管理等について

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（１７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	人 1	% 1.4
2　級	主事又は技師の職務	人 —	% —
3　級	知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	人 7	% 9.6
4　級	主任主事又は主任技師、係長又は主査の職務	人 15	% 20.5
5　級	知識経験を必要とする業務を行う係長又は主査の職務	人 13	% 17.8
6　級	課長補佐、相当困難な業務を所掌する係長又は職務の複雑、困難な業務の責任がこれと同程度の主査の職務	人 21	% 28.8
7　級	課長（事務局長）、室長、主幹又は参事の職務	人 15	% 20.5
8　級	知識経験を必要とする業務を行う課長（事務局長）、室長、主幹又は参事の職務	人 1	% 1.4

（注）１　大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

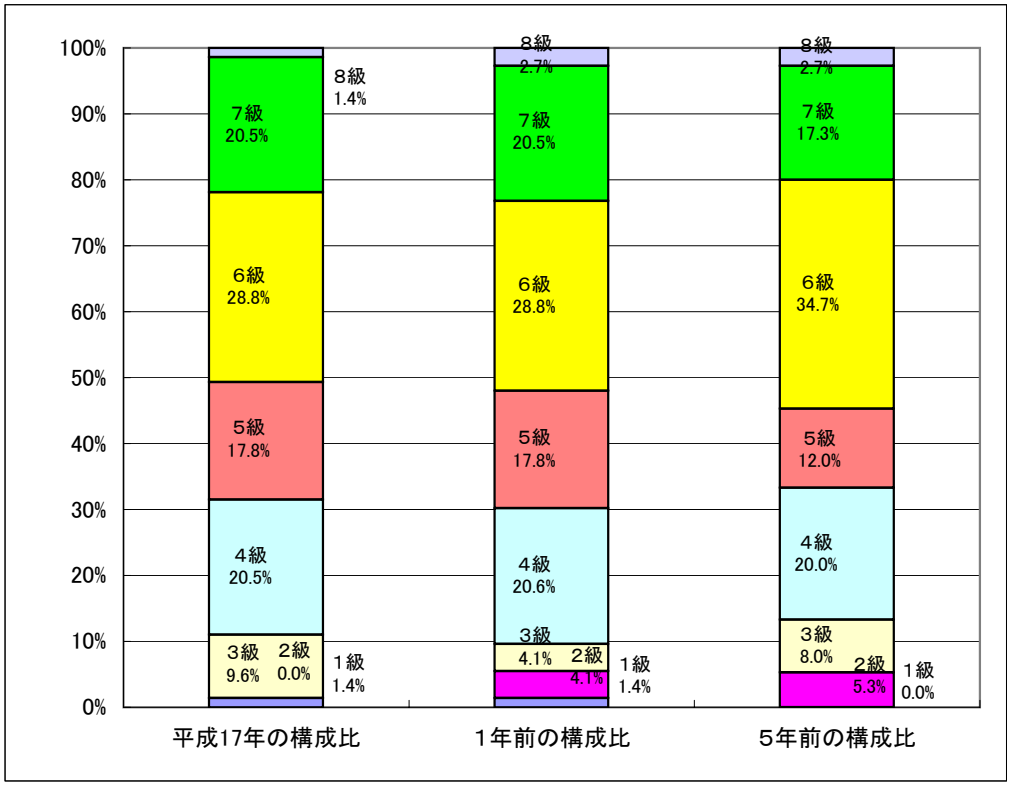

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数 A	人 116
	普通昇給機関(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 10
	比率 B／A	% 8.2
15年度	職員数 A	人 116
	普通昇給機関(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 10
	比率 B／A	% 8.2